令和7 (2025) 年度第1回みよし市いじめ問題調査委員会 次第

日時:令和7 (2025) 年8月19日 (火)

午後2時から

場所:みよし市役所6階 601、602会議室

1 委員長及び委員長職務代理者の選出

2 議 題

- (1) みよし市いじめ問題調査委員会について
- (2) みよし市のいじめの状況について
- (3) みよし市いじめ防止基本方針について

令和7年度みよし市いじめ問題調査委員会委員名簿

役職	委員名	所属	職・経歴等
委員	が ぐち よし はる	愛知大学	名誉教授
委員	高橋靖子	愛知教育大学	心理講座教授
委員	r 村 有 里	東海学園大学	スポーツ健康科学 部教授
委員	r 村 裕 介	弁護士法人久屋総 合法律事務所	弁護士
委員	みず たに ひろたろう 水 谷 大太郎	水谷法律事務所	弁護士

(事務局)

職	氏名
総務部部長	城 キ穂子
総務部次長兼総務課長	こん とう しん 近 藤 晋
総務部主幹	もり た さと し 森 田 悟 史
総務課専任副主幹	が野田 浩 司
総務課主任主査	いち まる さと し 一 丸 智 詩
総務課主事	sか だ ひろ と 深 田 大 登

みよし市いじめ問題調査委員会について

1 設置の経緯

全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成25 (2013)年9月に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)が施行されました。

法の施行に伴い、みよし市では平成27 (2015) 年4月に「みよし市いじめ防止基本方針」を定め、また、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」(以下「条例」といいます。) を制定し、次の組織を設置しました。

- (1) みよし市いじめ問題対策委員会【教育委員会の所管】
- (2) みよし市いじめ問題調査委員会【市長の所管】

2 所掌事務

- (1) 「みよし市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の附属機関として、 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関すること及 び重大事態に係る事実関係の調査審議を行います。(条例第2条)
- (2) 「みよし市いじめ問題調査委員会」は、市長の附属機関として、教育委員会が行う重大事態に係る調査の結果について、市長が必要があると認めたときに再調査を行います。(条例第8条)
- ※「重大事態」とは(法第28条第1項)
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大 な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を 目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると 認めるとき。

3 委員会の構成 (条例第3条)

- (1) 委員の数 5人以内
- (2) 委員の選任 委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者
- (3) 委員の任期 2年 (再任されることができる。)
- (4) 委員の身分 市の非常勤の特別職

4 会議の運営 (条例第5条)

- (1) 会議の招集 委員長が招集する。
- (2) 会議の議長 委員長が議長となる。
- (3) 会議の成立 委員長及び半数以上の出席を要する。
- (4) 議事の議決 出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会について

組織の役割

名 称	いじめ問題対策委員会	いじめ問題調査委員会
所 管	教育委員会	市長
所 掌 事 務	 ・教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議する。 ♪ いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究、有効な対策を検討するための調査研究等有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。 ・いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第24条又は法第28条第1項に規定する調査を行う。 ♪ 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。 ♪ 学校におけるいじめの事案について、設置者である教育委員会が、設置する学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。 	⑤いじめを受けた児童生徒及びその保護者が望む場合※ ※調査結果を教育委員会が市長に報告する際、いじめを受けた児童生徒及びその保護者 は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができる。 ※法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を行うことも想定しうる(例:ア ンケートの収集等の初期的な調査を教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した 資料に基づく分析及び追加調査を市長が行うといった役割分担を図ることで、迅速な対
法令の規定	<法第24条> 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。 <法第28条第1項> 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 こ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	応が可能である。)。 <法第30条第1項> 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。 <法第30条第2項> 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る <u>重大事態への対処</u> 又は当該 <u>重大事態と同種の事態の発生の防止</u> のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
委員の構成	委員長 村松 豊久 (村松法律事務所 弁護士) 委員長職務代理者 鈴木 智洋 (弁護士法人鈴木・久保田法律事務所 弁護士) 委員 梅田 康子 (愛知大学 教授) 委員 黒川 雅幸 (愛知教育大学 准教授) 委員 出川 久枝 (東海学園大学 講師)	委員 樋口 義治 (愛知大学 名誉教授) 委員 高橋 靖子 (愛知教育大学 教授) 委員 中村 裕介 (弁護士法人久屋総合法律事務所 弁護士) 委員 中村 有里 (東海学園大学 教授) 委員 水谷 大太郎(水谷法律事務所 弁護士)

みよし市のいじめの状況について (非公開)

みよし市いじめ防止基本方針

令和7(2025)年4月 みよし市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであり、学校・家 庭・地域社会がいじめに関する認識を共有し、それぞれの役割を認識し、いじめ 問題の克服に努めていかなければなりません。

そこで、みよし市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定及び愛知県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「みよし市いじめ防止基本方針」を策定します。

この基本方針を基に、子どもの健全育成及びいじめの防止等にいっそう努め てまいります。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自 らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等の対策に取り組むとともに、 いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行わなければなりません。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要です。本市では、学校、家庭、地域その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、児童生徒に集団の一員としての自覚や自信、互いを認め合える人間関係を育むことができるよう努めてまいります。

第2 いじめの定義

法第2条第1項では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係*1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*2を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることがないよう努めます。

*1「一定の人的関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団 (グループ) など、当該児童生徒との何らかの人的関係がある状態を指します。

*2「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ 対策組織」(例:「いじめ対策委員会」)等を活用し、組織的に判断します。

いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第3 関係者の責務

本市では、子どものいじめの防止等に関する各関係者が、「みよし市いじめ 防止基本方針」に基づき、みよし市立小中学校(以下「学校」という。)に在 籍する児童生徒に係るいじめの防止等に対する施策を定めて実施するととも に、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの防止

- ・みよし市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校がいじめの防止等への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- ・学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、「いじめをしない、させない、見逃さない」学校づくりに努めます。また、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの防止に努めます。
- ・保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子ども がいじめを行うことのないよう、自他の生命を尊重する心や他を思いやる 心を育て、規範意識を身につけさせること等に努めるものとします。
- ・地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、家庭、学校が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人とかかわり合う活動を支援していくことが必要です。

2 いじめの早期発見

- ・市は、いじめに悩む子どもや保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- ・教育委員会は、「みよし市いじめ問題対応マニュアル」を全教職員に配布し、 いじめの早期発見のための具体的な方策等を示します。
- ・学校は、いじめの認知や早期発見について教職員の共通理解を図るため、い じめの防止等に係る研修の充実を図ります。また、教育相談体制を充実し、 児童生徒が相談しやすい環境を整えるよう努めます。

・保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめにかかわっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るためのあるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

3 いじめへの対処

- ・教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を 行い、適切な措置が講じられるよう支援します。
- ・学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。
- ・保護者は、教育委員会及び学校が講ずる措置等に対して、必要な協力を行う ことが求められます。
- ・犯罪に相当する事案を含むいじめ事案が発生した場合は、「学校いじめ対策 組織」を設置し、警察への通報・相談が必要かどうか協議・判断する。
- ・警察への連携が必要と判断された場合、または判断に迷う場合は、学校から 警察及び教育委員会へ相談・通報を行う。相談後、学校は、いじめ事案の概 要、警察と連携した内容、今後の対応などを市教育委員会に報告をする。

第4 市としての取組

市は、いじめの防止等については、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、 力を合わせて対応していきます。

1 「みよし市いじめ防止基本方針」、「みよし市いじめ問題対応マニュアル」、 「みよし市いじめ重大事態*³対応マニュアル」の策定・見直し

教育委員会は、「みよし市いじめ防止基本方針」、「みよし市いじめ問題対応マニュアル」、「みよし市いじめ重大事態対応マニュアル」を策定し、市や学校の実情に即して機能しているかどうかについての点検を行い、見直しを図ります。(PDCAサイクルの実行)

2 相談体制の充実

教育委員会は、学校に子どもの相談員や心の教室相談員を配置したり、 スクールカウンセラーを派遣したりするなど、児童生徒や保護者が悩みを 相談しやすい環境の充実を図ります。さらに、みよし市教育センター「学び の森」を中心に心理士やスクールソーシャルワーカーを配置したり、「ここ ろの電話みよし」を設置したりするなど、児童生徒や保護者が学校外でも 相談できる体制を整えます。

3 みよし市いじめ対策推進委員会

教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携が図られるよう、そ *3「重大事態」

8ページの「第6 重大事態への対処」「1 「重大事態」(法第28条第1項)とは」 参照 れぞれの取組についての情報交換及び対策について協議するため、「みよし 市いじめ・不登校対策推進協議会」内に、いじめの防止等に関する機関の代 表者及び心理や福祉の専門家等を構成員とする「みよし市いじめ対策推進委 員会」を設置します。

4 教育委員会附属機関の設置

- ・教育委員会は、法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等の 対策が実効的に行われるよう、教育委員会に専門的な知識及び経験を有す る第三者等の参加による附属機関「みよし市いじめ問題対策委員会」(以下 「対策委員会」という。)を設置します。
- ・教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合は、対策委員会により調査を行うこととします。

5 教職員の資質の向上

教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

6 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれないよう情報モラル教育の充実を図ります。

第5 学校としての取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します(法第13条)。そして、「いじめは決して許されない」という意識を教職員が自覚し、一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図り、いじめの防止等について組織的に取り組み、「いじめをしない、させない、見逃さない」学校づくりを目指します。

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し

- ・学校は、国の基本方針や市の「みよし市いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。また、学校の実情に即して機能しているかどうかについての点検を行い、見直しを図ります。(PDCAサイクルの実行)
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処」策等)、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込みます。
- ・「学校いじめ防止基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の 手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等) を明確に定めます。

- ・「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページへの掲載その他の方法 により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講 じるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護 者等に説明します。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目 に位置づけ、評価結果を踏まえて学校におけるいじめの防止等のための取 組の改善を図ります。

2 学校いじめ対策組織の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うための中核となる常設の組織「学校いじめ対策組織」を設置します。必要に応じて、心理や福祉の専門家を組織の一員として加えます。

具体的な役割は、以下のとおりです。

【いじめの防止】

・いじめの防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを 行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と 記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な 共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事 実関係の把握といじめであるか否かの判断(いじめの認知)を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導体制・対応 方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・ 実行・検証・修正を行う役割
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校の実情に即して機能しているかどうかについての点検・見直しを行う 役割(PDCAサイクルの実行)

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

【いじめの防止】

・全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- ・児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度 で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり に努めます。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

【早期発見】

- ・ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを 訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努めます。また、児童生徒が記 述したアンケート用紙については、複数の教職員で記述内容を確認します。

【いじめに対する措置】

- ・教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- ・学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、 組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と判断することができないため、いじめの解消の判断は、少なくとも次の二つの用件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎないため、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

4 いじめに係る記録の保存

学校で定期的に行っているアンケート(児童生徒が書いたアンケート用紙) や学校いじめ対策組織の記録は、在籍中に破棄することがないようにするため、 5年間保存(令和2年度の記録は令和7年度末まで保存)します。

第6 重大事態への対処

1 「重大事態」(法第28条第1項)とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(以下、「生命心身財産重大事態」という。)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(以下「不登校重大事態」という。)

2 重大事態の発生報告

- (1)学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、直ちに(不登校重大事態においては7日以内)教育委員会を通じて市長まで事態が発生した旨を報告します。また、教育委員会は、市長に重大事態の発生報告を行った後、愛知県教育委員会を通じて、文部科学省に対して発生報告を行います。不登校重大事態については、欠席期間が目安である30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、児童生徒への聴取等に着手します。
- (2)被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な事態が生じた」という申立てがあった場合(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会へ報告・調査等にあたります。

3 総合教育会議*4による協議・調整

いじめによる重大事態への緊急措置について、市長と教育委員会が協議・ 調整します。

4 学校及び教育委員会の対応

(1)教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた場合は、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。

*4 「総合教育会議」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市に設置される会議で、市長と教育委員会により構成される。

(2)調査

- ・学校が調査を行う場合、学校に設置している「学校いじめ対策組織」を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。
- ・教育委員会が調査を行う場合、対策委員会が調査を行います。
 - ※この調査は、事実関係を明確にするための調査(背景事情、人間関係に おける問題、学校・教職員の対応など)であって、民事・刑事上の責任 追及やその他訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校及 び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事 態の発生防止を図るものです。

(3)調査の概要及び目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処(対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等)及び同種の事態の再発防止策(学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策)を講ずることを行うことを目的とした調査です。

(4)情報提供及び報告

- ・学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた 児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等そ の他の必要な情報を適切に提供します。
- ・調査の結果については、教育委員会を通じて、市長に報告します。また、 教育委員会は、愛知県教育委員会を通じて、文部科学省に対して重大事態 報告書を提供します。

5 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- (1)市長は、学校や教育委員会が行った調査(法第28条第1項)の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「みよし市いじめ問題調査委員会」により調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うこととします(法第30条第2項)。
- (2) 再調査を行った場合、市長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を 確保した上で、その結果を議会に報告します(法第30条第3項)。
- (3) 再調査を行った場合、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

6 記録の保存

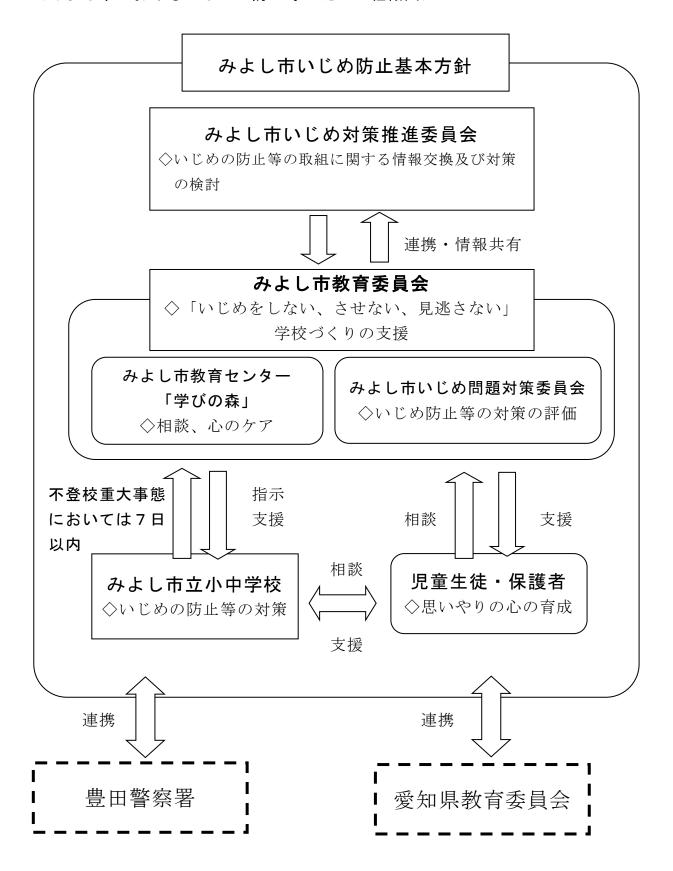
重大事態の調査に係る記録*5は、指導要録の保存期間に合わせて、当該児 童生徒が在籍している学校を卒業後、5年間保存します。

7 平時からの備え

- (1) 各学校における平時からの備え
 - ・学校は、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを 発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担 を行い、連携して対応できる体制を整えます。
 - ・学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等は、迅速に学校の設置者に相談することができるよう連携体制を整えます。
 - ・学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有する体制を整えます。
- (2) 学校の設置者における平時からの備え
 - ・設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた 取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えます。
 - ・重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えます。
 - ・保護者との情報共有が必要な場合は、学校の設置者が直接説明・調整を 行う体制を整えます。
 - ・いじめ不登校対策推進協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体 の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速 につなげられる体制を整えます。
 - ・重大事態が発生した場合に、法に沿った適切な対応を迅速に行うことが できるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示します。

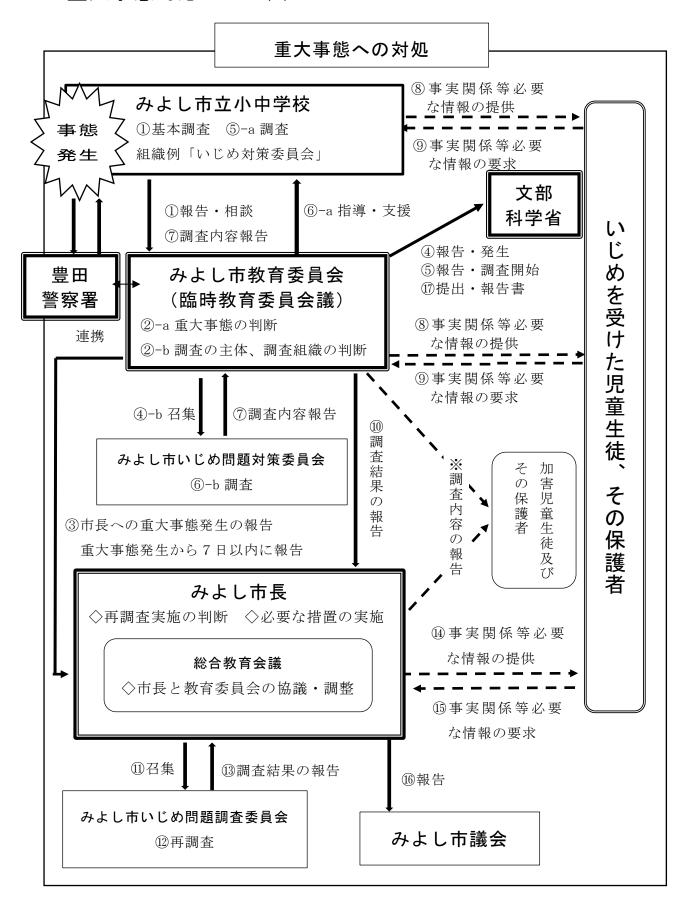
*5 「重大事態の調査に係る記録」

当該児童生徒に係るアンケート、個別面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、 児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録、教職員による手書きのメモ等。



⁻¹¹⁻

<重大事態対応フロー図>



- 12 - 20

○みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例

平成27年3月24日

条例第7号

目次

第1章 みよし市いじめ問題対策委員会(第1条一第7条)

第2章 みよし市いじめ問題調査委員会(第8条・第9条)

附則

第1章 みよし市いじめ問題対策委員会

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3 項の規定に基づき、教育委員会にみよし市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」と いう。)を置く。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するほか、法第24条又は第28条第1項に規定する調査を行う。

(組織)

- 第3条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 対策委員会は、委員長が招集する。
- 2 対策委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 対策委員会は、委員長(委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職

務を代理する者)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

- 第6条 対策委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育 委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項について対策委員会の会議に出席して意見を述べることが できる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (雑則)
- 第7条 この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策 委員会に諮って定める。

第2章 みよし市いじめ問題調査委員会

(設置)

第8条 法第28条第1項の規定による調査の結果について法第30条第2項に規定する調査 を行わせるため、みよし市いじめ問題調査委員会を置く。

(準用)

第9条 第3条から第7条までの規定は、みよし市いじめ問題調査委員会について準用する。 この場合において、第3条第2項及び第6条第2項中「教育委員会」とあるのは、「市長」 と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改 正)
- 2 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和31年三好村条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略